

訪問看護ステーションハローナース西広島料金表（医療）

訪問看護料金の基本構造

項 目	内 容	療養費 (10 割)
1. 訪問看護基本療養費 (及びその加算)	訪問看護指示書と訪問看護計画書に基づいて、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合	下表参照
2. 訪問看護管理療養費 (及びその加算)	主治医と連携し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合	下表参照
3. 訪問看護情報提供療養費	市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービス等に必要な情報を提供した場合	1,500 円/月
4. 訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ステーションの看護師等が利用者に対し、在宅での終末期の看護の提供を行った場合	25,000 円/月
	訪問看護ステーションの看護師等が特別養護老人ホーム等に入所中の利用者に、終末期の看護の提供を行った場合	10,000 円/月
5. その他利用料	医療保険の対象外の費用で交通費や衛生材料等	下表参照

※ 利用料は医療保険被保険者証に記載されている一部負担金の割合を療養費に乗じた金額です。

※ 重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、利用者負担は発生しません。

※ 指定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、月額自己負担上限額に記載されている金額を上限として、利用者負担が発生します。

訪問看護基本療養費及びその加算

項 目	内 容		療養費 (10 割)
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	保健師・看護師・理学療法士・言語聴覚士	週 3 日目まで	5,550 円/日
		週 4 日目以降	6,550 円/日
	利用者 1 人について、週 3 日の訪問看護が限度です。厚生労働大臣が定める疾病等の利用者か、主治医から特別訪問看護指示書が交付された方については、利用日数の制限はありません。		
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者等に対し、1 日に複数回の訪問看護を行った場合。	1 日に 2 回	4,500 円/日
		1 日に 3 回以上	8,000 円/日
緊急訪問看護加算	利用者の緊急の求めに応じて、計画外の訪問看護を行った場合。	月 14 日目まで	2,650 円/日
		月 15 日目以降	2,000 円/日
長時間訪問看護加算	長時間の訪問を要する利用者に対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合。 ※ 本加算を算定した日以外の日に、90 分を超える訪問看護を行った場合は、その他利用料の「延長料金」を請求します。		5,200 円/日 (週 1 回に限る)
複数名訪問看護加算	利用者の身体的理由により、1 人の看護師では看護が困難な場合や、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められるため、同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合。	看 護 師	4,500 円/日
		准 看 護 師	3,800 円/日
		看護補助者	3,000 円/日
夜間早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	利用者や家族の求めに応じて、夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合。早朝＝ 6：00～ 8：00 夜間＝ 18：00～ 22：00 深夜＝ 22：00～翌 6：00	早 朝	2,100 円/日
		夜 間	
		深 夜	4,200 円/日
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	在宅療養に備えて一時的に外泊（1 泊 2 日以上）した入院患者に訪問看護を行った場合。		8,500 円/日

訪問看護管理療養費及びその加算

項 目	詳 細	療養費 (10 割)
訪問看護管理療養費	主治医と連携し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合。	月の初日 7,670 円/日
		2 日目以降 3,000 円/日
24 時間連絡対応体制 加算 イ	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制を整えているとして、地方厚生（支）局長に届け出をし、受理されている事業所である場合。利用者の同意を得た上で、月 1 回に限り算定。 ・ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円/月
24 時間連絡対応体制 加算 ロ	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制を整えているとして、地方厚生（支）局長に届け出をし、受理されている事業所である場合。利用者の同意を得た上で、月 1 回に限り算定。 ・ 上位以外の場合	6,520 円/月
特別管理加算Ⅰ	- 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている。 - 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。	5,000 円/月
特別管理加算Ⅱ	- 在宅酸素療法指導医管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己呼吸指導管理等を受けている。 - 人工肛門、人工膀胱を設置している。 - 真皮を超える褥瘡の状態にある。 - 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している。	2,500 円/月
退院時共同指導加算	入院（入所）中の方、またはその家族に対し、入院（入所）施設の職員が共同して、退院（所）時に在宅療養の指導を行い、その内容を文書で提供した場合。 - 末期の悪性腫瘍・多発性硬化症等の利用者に対し、複数日実施した場合は、2 回分を算定 - 特別管理加算の対象となる方については、特別管理指導料加算（2,000 円）を加算	8,000 円/日 (1 回限り)
訪問看護情報提供療養費	利用者が医療機関等に入院、入所する際、在宅主治医が訪問看護ステーションから提供された情報を、入院、入所機関等に提供した場合の評価。	1,500 円/回
退院支援指導加算	退院日に、在宅での療養上必要な指導を行った場合。 特別管理加算の対象者等	6,000 円/日
在宅患者連携指導加算	保険医療機関や、保健薬局と月 2 回以上文書等により情報共有を行い、その情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合。	3,000 円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い開催されたカンファレンスに参加し、利用者や家族に対して指導を行った場合。	2,000 円/回 (月 2 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	780 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、医療を提供する場合	50 円/月

その他料金（医療保険対象外）

項 目	詳 細		金額 (税込)
延長料金	90 分を越えて、サービスを提供した場合。 ※ 特別管理加算を算定されている場合には、長時間訪問加算を算定。		1,650 円 (30 分毎)
休日訪問料	営業日以外の日に訪問看護を行った場合。		2,200 円
実施区域外の交通費	実施区域を越えた地点から 1km あたりの料金。		(片道) 33 円
エンゼルケア	死後の処置を行った場合。		14,144 円
エンゼルケア訪問料	早朝＝6：00～ 8：00 昼間＝8：00～18：00 夜間＝18：00～22：00 深夜＝22：00～翌 6：00	早朝・夜間	4,400 円
		昼 間	2,200 円
		深 夜	5,500 円
キャンセル料 連絡先 (082) 274－3838	以下の時間までに連絡をいただけない場合、あるいは連絡無くお休みされた場合に、キャンセル料が発生します。ただし、利用者の病状の急変や緊急の入院等、やむを得ない事情が発生した場合は請求しません。 ①午前中の訪問予定の場合、当日の午前 8 時 30 分まで ②午後の訪問予定の場合、当日の午後 12 時まで。		1,100 円